

## 古賀市景観審議会第3回会議（要約筆記）

【会議の名称】 古賀市景観審議会第3回会議

【日時・場所】 令和元年7月24日（水）10時～  
古賀市役所第1庁舎4階 第3委員会室

【答申・報告】

- ・「古賀市屋外広告物条例の施行に伴う、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準について」
- ・景観・屋外広告物条例及び施行規則の施行スケジュール

【傍聴者】 0人

【出席委員等】

委員：日高圭一郎会長、小田恵美子副会長、松山祐子委員、  
秦康晃委員、筒井政直委員、伊津野淳子氏（原田昌宏委員の代理）  
事務局：建設産業部長河北吉昭  
都市計画課長水上豊、開発指導係長西村秀隆、宮寄弘人主事、永淵仁美主事  
その他：雨宮奈津子氏（福岡県屋外広告物担当）

【欠席委員】 中尾伸一委員

【配布した資料の名称】

- 1.古賀市景観審議会第3回会議資料一覧
- 2.古賀市景観審議会委員名簿
- 3.次第
- 4.答申書
- 5.古賀市屋外広告物条例施行規則（案）
- 6.古賀市屋外広告物ガイドライン（案）
- 7.景観・屋外広告物条例及び施行規則の施行スケジュール

【会議の内容】

- 1.開会
- 2.会長挨拶
- 3.審議会の成立報告

4.答申 古賀市屋外広告物条例の施行に伴う、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準について

5.報告 景観・屋外広告物条例及び施行規則の施行スケジュール

(日高会長)

事務局より内容説明をお願いいたします。

(宮寄)

4.答申と 5.報告は併せて説明いたします。

4.答申【古賀市屋外広告物条例施行規則（案）と古賀市屋外広告物ガイドライン（案）を用いて説明】 ※諮問内容から基準を変更せず、文章校正を行った旨、説明

5.報告【景観・屋外広告物条例及び施行規則の施行スケジュールを用いて説明】

※制度周知を検討しており、下記の関係機関・事業者以外への周知先についてご意見をいただきたい旨、説明

屋外広告物許可事業者、商工会、福岡県（屋外広告業登録機関）、  
福岡県広告美術協同組合連合会（屋外広告士登録機関）、近隣自治体  
建築士協会

(日高会長)

ご質問やご意見がある方は挙手をもって発言をお願いいたします。

(小田副会長)

パブリックコメントの周知はどのように行うのか。

(西村係長)

市の広報に掲載を行います。また、ホームページと市内公共施設でも周知を行います。

(秦委員)

パブリックコメント後の制度周知では、県内だけでなく県外の事業者への周知も行ったほうがいいのでは。

(西村係長)

県外の事業者からも事務申請を受けておりますので、事業者への周知は徹底していきま

す。  
屋外広告物を建てた後の事後申請がないように周知することが課題であり、ご意見をいただきたいです。

(秦委員)

建築確認申請が必要な場合、民間審査機関である日本E R I株式会社や一般財団法人福岡県建築住宅センターに申請するため、周知した方がいいと思われる。

(西村係長)

民間の審査機関については、県外の機関についても周知していきたいと考えています。

(松山委員)

パブリックコメント後、内容に変更をきたすような意見があった場合、審議会を開催する  
のか。

(西村係長)

意見により修正する場合、審議会は開催しないが委員の皆さまにはお知らせいたします。

(小田副会長)

既存不適格となる屋外広告物は何件存在するか。

(宮寄)

第1種許可地域で面積30㎡を超える屋外広告物は1件です。

第2種許可地域で面積50㎡を超える屋外広告物は1件です。

第1種許可地域で高さ10mを超える屋外広告物は12件です。

第2種許可地域で高さ15mを超える屋外広告物は2件です。

(小田副会長)

既存不適格となる屋外広告物を把握できているのであれば、事業者ごとに理解を深めると  
トラブルが起きにくいと思われます。

(宮寄)

許可の更新の際にも周知していきたいと考えています。

(小田副会長)

パブリックコメントの前に屋外広告物の基準を周知することはできないか。

(水上課長)

パブリックコメントの前に周知することはできません。

パブリックコメントを実施するというを事前に周知することはできます。

(秦委員)

広報で屋外広告物の基準のイラストを掲載できれば市民にもわかりやすいと思われる。

(西村係長)

市民に対しては、破損した屋外広告物には修繕が必要な旨、周知していきます。

(日高会長)

近隣自治体の商工会にも周知してはいかがか。

(水上課長)

広く周知していきたいと考えています。

(筒井委員)

申請方法も周知を行うのか。

(西村係長)

申請方法について周知を行う予定はありません。

(日高会長)

周知については、何かありましたら事務局までご連絡をお願いします。  
他にご意見がないようでしたら審議会を終了します。

6.閉会